

青森県報

号外第四十一号

平成二十年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

条 例

- 青森県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課 ……)
- 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例…………… (病 院 局 ……)
- 青森県病院事業条例等の一部を改正する条例…………… (経 営 管 理 課 ……)

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第五項及び第六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県病院事業条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県病院事業条例等の一部を改正する条例

(青森県病院事業条例の一部改正)

第一条 青森県病院事業条例(昭和三十九年四月青森県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年三月五日厚生労働省告示第五十九号」に改める。

(青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第二条 青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例(昭和五十一年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第七号中「平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年三月五日厚生労働省告示第五十九号」に改める。

(青森県医療療育センター条例の一部改正)

第三条 青森県医療療育センター条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一診療料の項中「平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年三月五日厚生労働省告示第五十九号」に改める。

（青森県立精神保健福祉センター条例の一部改正）

第四条 青森県立精神保健福祉センター条例（平成六年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年三月五日厚生労働省告示第五十九号」に改める。

（青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部改正）

第五条 青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年三月五日厚生労働省告示第五十九号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭